

## 船舶のトン数の測度に関する法律

### 1. 案内情報

- ① 手続名 : 国際トン数証書及び国際トン数確認書の交付・書換え及び再交付
- ② 手続根拠 :  
(交付) : 船舶のトン数の測度に関する法律第8条第2項及び同法施行規則第59条第1項  
(書換え) : 同法第8条第3項及び同法施行規則第62条第1項  
(再交付) : 同法第8条第5項及び第65条第1項  
(国際トン数確認書の準用規定) : 同法第8条第8項及び同法施行規則第68条
- ③ 手続対象者 :  
(国際トン数証書) : 国際航海に従事する長さ24メートル以上の日本船舶の船舶所有者  
(国際トン数確認書) : 国際航海に従事する長さ24メートル未満の日本船舶の船舶所有者
- ④ 提出時期 : 個船ごとに異なりますので、船舶の所在地を管轄する地方運輸局又は運輸支局等にお問い合わせください。
- ⑤ 提出方法 : 申請書を船舶の所在地を管轄する地方運輸局又は運輸支局等へ提出してください。
- ⑥ 手数料 : 別表第7をご覧ください。(外国における交付等申請の場合には、別表第8の金額を現地通貨に換算した額となります。)
- ⑦ 添付書類・部数 : 別表第7をご覧ください。(外国における交付等申請の場合には、別表第8の金額を現地通貨に換算した額となります。)
- ⑧ 申請書様式 : 国際トン数証書(確認書) 交付申請書(第1号様式)  
国際トン数証書(確認書) 書換え申請書(第2号様式)  
国際トン数証書(確認書) 再交付申請書(第4号様式)
- ⑨ 記載要領・記載例 : 船舶の所在地を管轄する地方運輸局又は運輸支局等にお問い合わせください。

### 2. 窓口情報

- ① 提出先 : 船舶の所在地を管轄する地方運輸局又は運輸支局等(外国においては日本国在外公館の領事)へ提出してください。
- |                       |              |
|-----------------------|--------------|
| 北海道運輸局海上安全環境部船舶安全環境課  | 011-290-2771 |
| 東北運輸局海上安全環境部船舶安全環境課   | 022-791-7516 |
| 関東運輸局海上安全環境部監理課       | 045-211-7222 |
| 北陸信越運輸局海事部船舶安全環境課     | 025-285-9158 |
| 中部運輸局海上安全環境部船舶安全環境課   | 052-952-8021 |
| 近畿運輸局海上安全環境部監理課       | 06-6949-6423 |
| 神戸運輸監理部海上安全環境部船舶安全環境課 | 078-321-7052 |
| 中国運輸局海上安全環境部船舶安全環境課   | 082-228-8794 |

四国運輸局海上安全環境部船舶安全環境課	087-802-6825
九州運輸局海上安全環境部監理課	092-472-3173
沖縄総合事務局運輸部船舶職員課	098-866-1838

- ②受付時間 : 提出先にお問い合わせください。
- ③相談窓口 : 船舶の所在地を管轄する地方運輸局又は運輸支局等へお問い合わせください。

### 3. 手続情報

- ①審査基準 : なし
- ②標準処理期間 : 船舶の状況等により異なります。船舶の所在地を管轄する地方運輸局又は運輸支局等へお問い合わせください。
- ③不服申立方法 : 行政不服審査法の規定による

別表第7（第71条関係）

手数料の種別 総トン数の区分	交 付		書 換 え				国際総トン数又は純トン数の変更以外の変更	再交付
			国際総トン数又は純トン数の変更					
			船舶内全部の容積の変更		船体付加部、付加物又は上部構造物の容積の変更			
甲船舶	乙船舶	甲船舶	乙船舶	甲船舶	乙船舶			
50トン未満	31,600円	69,300円	31,600円	69,300円	27,300円	51,700円	20,100円	20,100円
50トン以上 100トン未満	37,800円	98,400円	37,800円	98,400円				
100トン以上 300トン未満	42,000円	129,600円	42,000円	129,600円	29,300円	68,800円		
300トン以上 500トン未満	50,300円	174,200円	50,300円	174,200円				
500トン以上 1,000トン未満	64,600円	225,000円	64,600円	225,000円	33,800円	92,600円		
1,000トン以上 2,000トン未満	79,400円	289,000円	79,400円	289,000円				
2,000トン以上 3,000トン未満	96,400円	355,200円	96,400円	355,200円	58,400円	123,700円		
3,000トン以上 4,000トン未満	121,000円	411,600円	121,000円	411,600円				
4,000トン以上 6,000トン未満	176,000円	493,100円	176,000円	493,100円				
6,000トン以上 8,000トン未満	216,500円	606,100円	216,500円	606,100円				
8,000トン以上 10,000トン未満	256,500円	716,900円	256,500円	716,900円				
10,000トン以上 15,000トン未満	312,100円	827,500円	312,100円	827,500円				
15,000トン以上 20,000トン未満	378,900円	995,400円	378,900円	995,400円				
20,000トン以上 30,000トン未満	455,400円	1,245,900円	455,400円	1,245,900円				
30,000トン以上 50,000トン未満	524,500円	1,357,100円	524,500円	1,357,100円	97,200円	197,700円		
50,000トン以上 70,000トン未満	635,500円	1,551,300円	635,500円	1,551,300円				
70,000トン以上 100,000トン未満	732,600円	1,712,600円	732,600円	1,712,600円				
100,000トン以上	865,500円	1,881,700円	865,500円	1,881,700円				

## 備考

1. 甲船舶とは、第61条第2項の規定が適用される船舶をいう。
2. 乙船舶とは、甲船舶以外の船舶をいう。
3. 上甲板下全部、区分甲板下全部又は船体主部全部の容積の変更による国際総トン数又は純トン数の変更に係る書換えは、船舶内全部の容積の変更による国際総トン数又は純トン数の変更に係る書換えとみなし、この表に定める手数料を徴収する。
4. 基準喫水線又は旅客定員の数の変更による純トン数の変更に係る書換えは、船体付加部、付加物又は上部構造物の容積の変更による純トン数の変更に係る書換えとみなし、この表に定める手数料を徴収する。
5. 海上運送法第39条の6の確認を受けた者が交付の申請をする場合における手数料の額は、21,000円とする。

別表第8（第71条関係）

手数料の種類別 総トン数の区分	交 付		書 換 え				国際総トン数又は純トン数の変更以外の変更	再交付
			国際総トン数又は純トン数の変更					
			船舶内全部の容積の変更		船体付加部、付加物又は上部構造物の容積の変更			
甲船舶	乙船舶	甲船舶	乙船舶	甲船舶	乙船舶			
50トン未満	39,900円	88,700円	39,900円	88,700円	34,400円	66,000円	25,200円	25,200円
50トン以上 100トン未満	48,000円	126,700円	48,000円	126,700円				
100トン以上 300トン未満	53,500円	167,300円	53,500円	167,300円	36,900円	88,200円		
300トン以上 500トン未満	64,300円	225,300円	64,300円	225,300円				
500トン以上 1,000トン未満	83,000円	291,300円	82,000円	291,300円	42,900円	119,200円		
1,000トン以上 2,000トン未満	102,300円	374,700円	102,300円	374,700円				
2,000トン以上 3,000トン未満	124,600円	460,700円	124,600円	460,700円	74,900円	159,700円		
3,000トン以上 4,000トン未満	156,700円	534,200円	156,700円	534,200円				
4,000トン以上 6,000トン未満	228,400円	640,100円	228,400円	640,100円				
6,000トン以上 8,000トン未満	281,300円	787,100円	281,300円	787,100円				
8,000トン以上 10,000トン未満	333,700円	931,100円	333,700円	931,100円				
10,000トン以上 15,000トン未満	406,200円	1,075,200円	406,200円	1,075,200円				
15,000トン以上 20,000トン未満	493,200円	1,293,500円	493,200円	1,293,500円				
20,000トン以上 30,000トン未満	593,200円	1,619,400円	593,200円	1,619,400円				
30,000トン以上 50,000トン未満	683,400円	1,764,000円	683,400円	1,764,000円				
50,000トン以上 70,000トン未満	828,200円	2,016,700円	828,200円	2,016,700円				
70,000トン以上 100,000トン未満	955,000円	2,226,400円	955,000円	2,226,400円	125,500円	255,800円		
100,000トン以上	1,128,600円	2,446,300円	1,128,600円	2,446,300円				

## 備考

1. 甲船舶とは、第61条第2項の規定が適用される船舶をいう。
2. 乙船舶とは、甲船舶以外の船舶をいう。
3. 上甲板下全部、区分甲板下全部又は船体主部全部の容積の変更による国際総トン数又は純トン数の変更に係る書換えは、船舶内全部の容積の変更による国際総トン数又は純トン数の変更に係る書換えとみなし、この表に定める手数料を徴収する。
4. 基準喫水線又は旅客定員の数の変更による純トン数の変更に係る書換えは、船体付加部、付加物又は上部構造物の容積の変更による純トン数の変更に係る書換えとみなし、この表に定める手数料を徴収する。
5. 海上運送法第39条の6の確認を受けた者が交付の申請をする場合における手数料の額は、24,600円とする。

第1号様式（第59条関係）

国際トン数証書（確認書）交付申請書	
船名	
船舶番号	
船籍港	
起工年月日	
国際総トン数	
測度を受けようとする場所及び期日	
船舶所有者の氏名又は名称及び住所	
<p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">住 所 申請者 氏名又は名称</p> <p>地方運輸局長 運輸監理部長 地方運輸局運輸支局長     あて 地方運輸局海事事務所長 運輸監理部海事事務所長 地方運輸局運輸支局海事事務所長 沖縄総合事務局長 運輸事務所長</p>	

（日本産業規格 A 列 4 番）

備考

- 1 船名には、ふりがなを付すこと。
- 2 機工年月日の欄には、西暦により記載すること。

第2号様式（第62条関係）

国際トン数証書（確認書）書換え申請書	
船名	
船舶番号	
書換えを受けようとする事項	新
	旧
測度を受けようとする場所及び期日	
船舶所有者の氏名又は名称及び住所	
<div style="text-align: center; margin-bottom: 20px;">                     年 月 日                 </div> <div style="text-align: center; margin-bottom: 20px;">                     住 所                      申請者                      氏名又は名称                 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 60%;">                         地 方 運 輸 局 長                          運 輸 監 理 部 長                          地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 長                          地 方 運 輸 局 海 事 事 務 所 長                          運 輸 監 理 部 海 事 事 務 所 長                          地 方 運 輸 局 運 輸 支 局 海 事 事 務 所 長                          沖 縄 総 合 事 務 局 長                          運 輸 事 務 所 長                     </div> <div style="width: 35%; text-align: center; vertical-align: middle;">                         あて                     </div> </div>	

（日本産業規格 A 列 4 番）

備考 船名には、ふりがなを付すこと。

第4号様式（第65条関係）

国際トン数証書（確認書）再交付申請書	
船名	
船舶番号	
証書の番号	
証書の交付年月日	
再交付を受けようとする理由	
船舶所有者の氏名又は名称及び住所	
<p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">住 所 申請者 氏名又は名称</p> <p>地方運輸局長 運輸監理部長 地方運輸局運輸支局長     あて 地方運輸局海事事務所長 運輸監理部海事事務所長 地方運輸局運輸支局海事事務所長 沖縄総合事務局長 運輸事務所長</p>	

（日本産業規格 A 列 4 番）

備考

- 1 船名には、ふりがなを付すこと。
- 2 再交付を受けようとする理由欄には、滅失、き損等の別及び滅失にあってはその理由をも明記すること。